

【資料翻刻】

萩博物館所蔵長門峡保勝会資料中の高島北海書状類

※平岡 崇

大正一二年（一九二三）三月七日、川上村（現萩市）や篠生村、生雲村（ともに現山口市）に跨る長門峡が国の名勝に指定された。そして、令和五年（二〇二三）は、名勝指定から一〇〇年目を迎える記念の年である。については、長門峡の名勝指定の過程や長門峡の観光整備等がどのように進められていったのか、その実態の解明に向けて、資料の新規発掘と調査が求められている。

本稿では、名勝指定に大きな役割を果たしたと目される長門峡保勝会（以下、保勝会）の作成した簿冊資料（表参照）から、高島北海が保勝会に宛てた書状や葉書のみを抽出して翻刻するものである。当該簿冊資料は、萩市より萩博物館に移管された行政文書の一部であり、保勝会資料のほかに長門峡共楽会資料や戦前の観光行政資料を含んでいる。保勝会簿冊資料は、保勝会が実施、または検討した長門峡の整備や長門峡観光に関する施策等についての書類を種別にまとめて、各関連書類に番号を付して綴じたものである。その簿冊類の中に高島北海が保勝会に宛てた書状が綴り込まれている。

保勝会の実態については今後詳細な検討を要するが、保勝会の事務局は阿武郡役所が担っていたことが簿冊類から確認される。そして、高島北海が記した書状のほとんどは保勝会の会長をつとめた阿武郡長に宛てたものである。

高島北海と長門峡

本稿で書状を翻刻する高島北海は、本名を得三といい、嘉永三年（一八五〇）に長州藩医高島良台の次男として萩城下江向に誕生した。北海は幼いころから絵をよくしたが、若くして画家としての道を歩むことはなく、二三歳の頃には工部省鉱山寮に出仕している。その後明治一二年（一八七八）、二九歳にして内務省地理局測量課に配属され、翌年には農商務省山林局へと転出して

萩博物館所蔵長門峡保勝会関係資料一覧

番号	資料名	作成年月	作成者
①	探勝道路一件録	大正10年1月	長門峡保勝会
②	事務事業一件	大正10年8月～ 大正11年5月	長門峡保勝会
③	揮毫会一件	大正10年10月	長門峡保勝会
④	俳画賛配布簿	大正10年11月	長門峡保勝会揮毫会
⑤	土地購入一件	大正10年以降	長門峡保勝会
⑥	写真帖二関スル一件	大正11年2月	長門峡保勝会
⑦	活動写真二関スル一件	大正11年11月	長門峡保勝会
⑧	櫻樹植栽一件	大正11年以降	長門峡保勝会
⑨	事務事業一件	大正12、13年	長門峡保勝会
⑩	会員申込書		長門峡保勝会

いる。山林局在職中に仏国ナンシー森林高等学校への留学を経て、明治三〇年（二八九七）、四八歳にして農商務省を非職となつて長府に隠棲した。その後、山口県豊浦中学校の図画科教授を嘱託されるが、一年半ほどで辞職し、明治三五年（一九〇二）、北海は五三歳にして本格的に日本画家となることを志して上京した。

北海と長門峡の出会い、大正九年（一九二〇）八月のことである。長州藩校明倫館の同窓生・山根武亮（陸軍中将、一八五三～一九二九）に誘われて、岡村勇二阿武郡長らとともに峡谷を三日間に渡つて探勝した。このときはまだ長門峡という呼称は存在せず、山口高等商業高校の外国人教師エドワード・ガントレットによつて「長門耶馬溪」と仮称されていた。北海らは探勝後、耶馬溪（大分県中津市の景勝地）とは異なる景観であることから、山根らと相談のうえ、新たに「長門峡」と名付けた。

長門峡保勝会の創設

探勝から二日後、川上村や篠目村、生雲村の村長と萩町長が北海のもとを訪ねて、次の五点について合意した。①長門峡保勝会を結成し、探勝道路を新設すること。②北海が金一万円を投じて道路を新設すること。③北海の道路新設資金を調達するため画会を組織し、長門峡の画を一〇〇幅描いて一幅一〇〇円で販売すること。④長門峡の写真帖を刊行すること。⑤新設道路の開通後は保勝会と関係町村で維持修繕すること。以上のことを決定して、大正九年八月一日に長門峡保勝会は発足した。

北海の百画会は大盛況となり、当初の予定より多い一六〇幅の注文が舞い込んだ。これによつて一七六〇〇円を得た北海は、その全てを探勝道路新設と観光開発（桜樹植林）に注ぎ込んでいる。このような保勝会と高島北海の努力が結実し、大正一二年（一九二三）三月、長門峡は国の名勝に指定された。

以上のように、高島北海と保勝会の運動があつてこそ、国の名勝指定が成つたのである。本稿では、北海の保勝会宛書状類を翻刻することで、北海と保勝会の関係性について考察するための一助となることを切に願う。

《参考文献》

浅川均「長門峡が顕彰されたころ…大正時代の名勝指定の向こうに」

（『山口県文書館研究紀要』第四九号、二〇二二年）

金折裕司『高島北海と名勝および天然記念物―餘は事実が物を言います―』

二〇一二年

川上村史編集委員会編『川上村史』二〇〇〇年

下関市立美術館編『没後八〇年 高島北海展 造化の秘密を探る―』

二〇一一年

下関市立美術館編『特別展高島北海没後九〇年記念 自然の秘密をさぐる』

二〇二一年

※ひらおか たかし 萩博物館学芸員

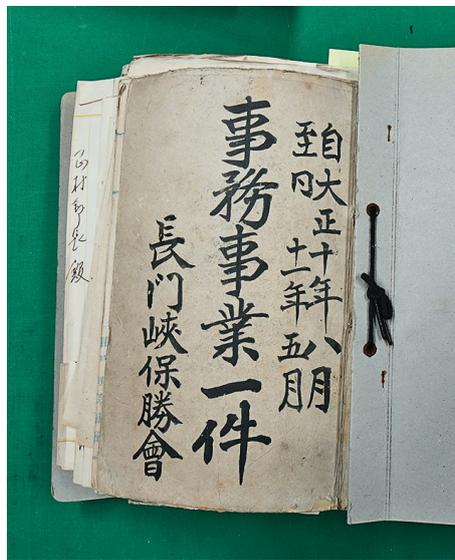
長門峡保勝会関係資料中の高島北海書状類一覧表

番号	枝番	綴番号	資料名	作成年月日	作成者	宛先	備考
1		①	高島北海書状	(大正10年) 1月13日	高島北海	岡村勇二	封筒あり
2		①	高島北海書状	(大正10年) 2月1日	高島北海	岡村勇二	封筒あり
3		①	高島北海書状	(大正10年) 2月5日	高島北海	岡村勇二	封筒あり
4		①	高島北海書状	(大正10年) 2月15日	高島北海	岡村勇二	封筒あり、罫線紙使用
5		①	高島北海書状	(大正10年) 6月21日	高島北海	岡村勇二	封筒あり
6		①	高島北海書状	(大正12年) 7月29日	高島北海	林 勇輔	封筒あり
7		②	高島北海書状	(大正10年) 9月9日	高島北海	岡村勇二	封筒あり
8		②	高島北海葉書		高島北海	岡村勇二	
9		②	高島北海書状	(大正10年) 8月29日	高島北海	岡村勇二	封筒あり
10		②	高島北海葉書	(大正10年) 8月24日	高島北海	岡村勇二	
11		②	高島北海書状	(大正10年) 8月7日	高島北海	岡村勇二	
12		②	高島北海書状	(大正10年) 9月11日	高島北海	福田茂穂	
13		②	高島北海書状	(大正10年) 10月21日	高島北海	岡村勇二	
14		②	高島北海書状	(大正10年) 10月30日	高島北海	岡村勇二	
15		②	高島北海書状	(大正10年) 8月3日	高島北海	岡村勇二	封筒あり
16		②	高島北海書状	(大正10年) 8月5日	高島北海	福田茂穂	封筒あり
17		②	高島北海書状	(大正11年) 2月19日	高島北海	岡村勇二	封筒あり
18		②	高島北海書状	(大正10年) 7月29日	高島北海	岡村勇二	封筒あり、原稿用紙使用
19		②	高島北海葉書		高島北海	岡村勇二	
20		⑥	高島北海書状	(大正11年) 1月22日	高島北海	岡村勇二	封筒あり
21		⑥	高島北海葉書	1月8日	高島北海	岡村勇二	
22		⑥	高島北海書状		高島北海		
23		⑥	高島北海書状	(大正11年) 1月23日	高島北海	岡村勇二	付紙あり
24		⑥	高島北海書状	(大正11年)	高島北海		
25		⑥	高島北海書状	(大正11年) 2月2日	高島北海	岡村勇二 福田茂穂 原 由輔 中村新一	封筒あり
26		⑦	高島北海書状	(大正11年) 11月5日	高島北海	林 勇輔	封筒あり
27		⑧	高島北海書状	(大正11年) 1月26日	高島北海	福田茂穂	封筒あり
28		⑧	高島北海書状		高島北海	福田茂穂	
29		⑧	高島北海書状	(大正11年) 3月4日	高島北海	岡村勇二	封筒あり
30		⑧	高島北海書状	(大正11年) 2月25日	高島北海	岡村勇二	封筒あり
31	1	⑧	高島北海書状	(大正11年) 5月26日	高島北海	岡村勇二	封筒あり
32	2	⑧	高島北海書状	(大正12年) 3月18日	高島北海	林 勇輔	封筒あり
33	1	⑨	高島北海葉書		高島北海	岡村勇二	
34	2	⑨	高島北海書状	(大正11年) 7月5日	高島北海	岡村勇二	封筒あり
34		⑨	高島北海書状	(大正11年) 7月8日	高島北海	岡村勇二	
35		⑨	高島北海書状	(大正11年) 7月10日	高島北海	岡村勇二	封筒あり
35		⑨	高島北海書状	(大正11年) 7月11日	高島北海	岡村勇二	
36		⑨	高島北海書状	(大正11年) 7月18日	高島北海	岡村勇二	封筒あり
37		⑨	高島北海書状	(大正11年) 7月13日	高島北海	岡村勇二	
38		⑨	高島北海書状	(大正12年) 1月6日	高島北海	林 勇輔	封筒あり
39		⑨	高島北海書状	(大正12年) 1月11日	高島北海	福田茂穂	封筒あり
40		⑨	高島北海葉書	(大正12年) 2月20日	高島北海	林 勇輔	

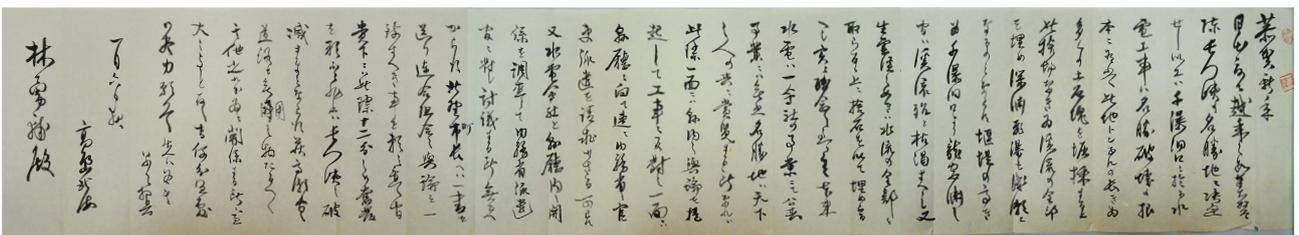
※阿武郡長宛ての書状についてあみかけで示した。



長門峡を探勝する高島北海一行（萩博物館所蔵）



②大正10年～11年事務事業一件の表紙



No.38 高島北海書状 長門峡内の水力発電所建設に懸念を示している

〔翻刻〕

凡例

- 一、漢字は原則として常用漢字を使用した。
- 一、適宜、読点、並列点を付した。
- 一、誤記と推定される字句、あるいは文意不詳の字句には、(ママ)と傍注した。
- 一、判読困難な箇所は、その文字数を考慮して、□または□□で示した。
- 一、書状中に北海の描いた図が記されている例があるが、図は掲載せず、(図あり)として示した。
- 一、原文の割注は〈 〉形の括弧でくくった。

(書状)

過る十日付道路設計書入御書昨夜落手致候、依て今朝電報にて御設計通り異存無之旨御答致置候、小生も道路築造之事ハ実驗少なく、殊ニ場所の難易ニ依り費用ニ大差あるもの故、何等意見之申上様無之候、但路線を川ニ近く付け候為一回之出水ニ折角之工事を一掃して跡方なき様ニならぬ御注意專一と存候、一万円と見積る費用が三千円之超過せるハ小生の努力次第如何様ニも相成事申候間、御安心被下度候、唯工事ハ第一区、第二区間最も急を要シ候間、何分宜敷願上候、先ハ取急御答迄

草々拝具

(大正十年) 一月十三日朝

北海

① 「探勝道路一件録」

1 「高島北海書状」

(封筒裏)

山口県阿武郡萩町

阿武郡役所

岡村勇二殿

親展

(封筒裏)

豆州熱海町露木旅館

高島北海

画幅八両三日中二十余幅御送り可致候

(異筆) 一月十七日回答済(朱印)

岡村大兄御坐下

2 「高島北海書状」

(封筒裏)

山口県阿武郡萩町

阿武郡役所

岡村勇二殿

親展

(封筒裏)

伊豆熱海町露木旅館

高島北海

(朱筆) 道路之線二関スル件

(書状)

拜啓

昨夜御電報にて長門峡道路工事入札了り金九千四百十四円にて御取極相成候由、御通知有之大ニ安心致候、斯く予定金額より低価にて入札を了られ候迄ニ立至り候ニ付てハ、貴兄之御尽力如何計ならんと驚嘆歎喜実ニ此時ニ御座候、猶向後も何分宜敷願上候、いつれ之れニ関する御書面も到来可致事と待入申候、就てハ左之件御一考相願度候

一 千瀑洞口左岸ニ於て我等の工事と水電の工事を接続せしむる為、石脈を横断するトンネルを作れハ通行頗る便利と被存候、之れを作り置けハ御堂原より洞口迄ハ水電之方ニテ工事ニ着手せざるも従来之小路ある為探勝者ハ不便を覚へざるへき事と存候、左すれハ此トンネルハ別口として至急工事ニ着手之必要ある事と存候

(図あり)

一 金郷溪の金松岩や弁慶魚切ハ頗る奇観と存候ニ付、同溪の左岸ニ数丁間の支線を作る必要あり、是も出来得る限り速ニ着手相成度存候
一 生雲溪ニ入るへき支線ハ小生三月来遊之節、实地踏査工事の難易を見届け候上ニて何とか御相談可致候
一 画会之分ハ明日十五幅御送付可申上候
右不取敢申上候

(大正十年) 二月一日朝

北海

岡村大兄御坐下

3 「高島北海書状」

(封筒表)

山口県阿武郡

阿武郡役所

岡村勇二殿 親展

回答書発送せられ無仕候 (朱印)

(封筒裏)

伊豆熱海町露木旅館方

高島北海

(朱筆) 道路之線二関スル件

(書状)

過る一日出候御書拝誦致候、道路落札明細書并ニ御書之趣了承致候、小生も一日差出候、書中生雲溪通路之義ハ小生三月实地踏査之上御相談可致義申上置候へ共、是ハ井淵之上ニ架橋をなすなどの工事を加ふれハ、費用非常ニ相嵩むへき事を考へ候次第ニ御座候、若シ今回之剩余金にて簡易之通路を作り得へき様なれハ無此上仕合ニ御座候間、何分宜敷願上候

金郷溪通路之義ハ前便申上候通りニ御座候

千瀑洞口ニトンネルを作るの必要無之候ハ、小生の意見御取消被下其金を生雲溪之方へ御廻シ相成度候

小生ハ明日当地発、是迄度々行き居り候、相州大磯町角半旅館へ引移り本月中旬迄ニハ帰宅之積ニ御座候

(大正十年) 二月五日

北海

岡村大兄御坐下

4 「高島北海書状」

(封筒表)

山口県阿武郡萩町

阿武郡役所

岡村勇二殿

親展

(封筒裏)

東京小石川御殿山三一六

高島北海

(書状・罫線紙使用)

過る八日出之御書(大磯宛之分)昨夜落手致候、御申越之件は左ニ御答致候

一 千瀑洞口梯子岩下ニ棧道を架せられ候事ハ、大々の賛成ニ御座候、斯くすれハ大ニ風致を添候事と存候

二 金郷溪支線も金松岩と魚切との間、難工事之由費用の少々相嵩ミ候義ハ如何様ニも可相成ニ付、急き工事之御着手願上候

三 生雲溪ニのるへき支線ハ御申越之通り、現在の小逕ニ丁余を利用シ、是より暗淵迄行くへき小路を第一着ニ作り置き度候、是より上部の飛渡滝ハ他地方ニても見得へき景なれ共、暗淵の断壁ハ他ニ比類稀なる奇景と存候、之れを早く探勝者ニ見せ度事ニ御座候、又并淵上架橋之事ハ小生出萩之上御相談可致候

四 金剛溪口渡船之事ハ至極好都合ニ御座候

五 本線増工事之件ハ今回請負ニ付せられ候、設計と県庁土木課長及技師の意見たる増工事とハ実地如何なる差ある哉は、当方ニテハ判明不致候ニ付御答致兼候へ共、若シ増工事ニ多額の費金を要すれハ此際の事故御見合せ相成度、若シ少額の金ニテ改良出来る位ならハ施工するも施工せざるも大なる相違ハ無之かるへく被存候ニ付、是亦無益之事と存候、本来今回之工事ハ三尺巾の歩行シ得へき道路を作るが目的ニテ、人力車などを通る様なる緩勾配の道路となすハ目下の急ニハ無之候

六 禁猟区・保安林等御設定之由御着手可相成由、無此上好都合ニ御座候

七 第六回絵画御領収証ハ正ニ落手致候、小生ハ来る三月中旬迄ニ余の二十八幅を揮毫シ、同月二十日当地発、直ニ長門峡を経て出萩之予定ニ御座候、委細本月下旬御予報可申上候

十月^(年カ)二月十五日

高島北海

岡村勇二殿

5 「高島北海書状」

(封筒表)

山口県阿武郡萩町

阿武郡役所

岡村勇二殿

親展

(封筒裏)

東京小石川御殿山

高島北海

(書状)

過る十八日付を以て生雲溪路之釣橋之件御照会之義承知致候、小生ハ如此工事ニハ全く不案内ニ付何分宜敷願上候、此設計ニ付てハ県庁之技師とも御相談相成之事と存候、兎二角小生如き素人ニハ釣橋ハ如何ニ丈夫ニ作るも多少之上下動ハあるへきもの故、高欄などを普通橋梁ニ組立となさバ、直ニ折れる様な事ハなきかと被存候、又重力の事も予め何人以下ハ通行出来る等の計算出来居り候哉、是ハ多分申迄もなき事と存候間、請負へ御付シ可然と存候 拜具
但、今回之大出水ニても橋の高サニ於テ水害を受る様なる事ハ無之哉、御一考願度候

橋名ハ龍宮橋ニてハ如何哉、此名ハ御堂原ニもあるとの説も起るへきも差支なき事と存候

(大正十年) 六月廿一日夜

北海

岡村大兄御坐下

6 「高島北海書状」

(封筒表)

□^(破) 口県阿武郡萩町

阿武郡役所

林勇輔殿

必親展

(封筒裏)

湯の瀬ニ渡シ船之準備有之候哉折返御報願候

東京小石川御殿山

高島北海

(書状)

炎暑之候愈御清健奉賀候、陳此比長門峡探勝者共よりの報道ニ依れハ、先比出水之為峡路之危険なる場所今ニ其俣となり居る由ニ御座候、先日橋梁流出峡路破損之御報有之候節、福田氏へ宛危険之場所ニ応急手段を依頼致置候、此応急手段ハ申迄もなく一時危険ヶ所を通行シ得る丈の方法ニて、或ハ一本の丸木とか一二枚之板を置けハ人の通過が出来る事を申す次第ニて多くの費用を掛けて道路之修繕をなす訳ニハ無之候、来月中旬ニハ地学協会之連中も多人数来るべく其時迄ニ余り通過之困難ならざる様、地下町村ニ諮りて応急之御処置有之度候、右会員ハ八月十四日山口發峡路を経て萩迄強行すへシとの事、一方ニハ危険ヶ所ニ時間を費させ、一方ニハ是非萩迄強行せよとハ無理なる事と存候、井上禧之助氏之話ニハ山口より萩迄一日ハ無理ニ付途中一泊之方可然と貴所へ申送り候処、是非一日ニ萩迄来れとの御答有之候由、多分御部下之没識漢之進言と存候、兎二角今一応中村技手を峡中へ御派遣相成応急手段之出来候様希望之至ニ御座候、先ハ右御願迄 草々拜具

(大正十二) 七月廿九日

高島北海

林郡長殿御坐下

尚々地学協会之旅行員ハ東京之方ニて今日迄三十人程有之、防長新聞廿七日

紙上ニ募集する定員ハ五十人と有之候、若シ之れが満員となれハ総人員ハ八九十人あるへし、此辺御承知置相成度候

② 『事務事業一件 自大正十年八月至同十一年五月』

7 「高島北海書状」

四日出之御書ニ対してハ昨日御答申上置候

過日六日出御書拝誦仕候、俳宗聴秋翁半折寄贈之義ハ感謝ニ堪へざる次第ニ御座候、之れニ付江舟川ニ鉄筋コンクリート橋を作るへきご意見至極面白き事と存候、但シ小生ハ此工事が七・八百円ニて出来得るものなる哉否を知らず、若シ出来得ならハ橋名を聴秋橋と付し永く記念とすへし、若シ工事半途ニて多額之金を追徴せねハならぬ様事ありてハ馬鹿らしき事ニ御座候、此辺ハ申迄もなく充分御調査可有之義と存候」、小生等ハ此度ハ是非生雲溪ニ入り度存候、付てハ猪飛シ、トビの所へ仮橋か何か作り置れ度願上候、此度亦此溪を見る事の出来ぬとならハ遺憾之至ニ御座候 先ハ御答迄草々拝具

(大正十年) 九月九日

岡村大兄御坐下

北海

尚々生雲溪釣橋ハ今年之観楓之時期迄ニハ、是非落成致させ度事ニ御座候

8 「高島北海葉書」

(表)

山口県阿武郡萩町

阿武郡役所

岡村勇二殿

東京小石川御殿山

高島北海

(裏)

横山健堂氏ハ今尚長府ニ居られ候由、当地留守宅より通知有之ニ付、御地より電話ニて同氏へ御照会御下度候、小生等ハ十九日必ず山口ニ着可致、其節同行出来候哉否の御照会なり、若出来ざる時ハ十月初旬ニ此義ハ先便申上之通なり

9 「高島北海書状」

(封筒表)

山口県阿武郡萩町

阿武郡役所

岡村勇二殿

親展

(封筒裏)

東京小石川御殿山

高島北海

(書状)

拝啓

此度ハ長門峡探勝御決行ニ付、詳細之御報道被下驚喜致候、昨今峡中探勝者之意外ニ多数なるハ御宣伝之効果偉大なるを知るべく、御堂原停車場設置を促すニも有力之事と存候

横山氏ニ関する御電報ハ昨夜落手致候、九月二日比ニハ帰京之由ニ付、直接面会之上諸事打合可申候

湯の瀬より金剛出合迄左岸之工事ニ付てハ中村氏も設計中ニ可有之候へ共、小生之考ニハ左図の如く湯の瀬より江舟川迄の間ハ、本流ニ添はずして左図の如く山の中腹を横断する方便ならんかと存候、

(図あり)

江舟川の出合より上手ニ進めハ架橋の好位置も見当り可申、又△印の岩石の角を廻るの難工事も可無之かと被存候と参考為申上候

又此度風穴御発見之由、是ハ越か浜の風穴之如きものなる乎、又ハ蚕種を貯蔵すへき様なるものなる乎、後便御報願上候、又此度之御探勝ニ高木うめ子なる美人も相加り候由、此風穴のある以上ハ他の風穴の発見も無理からぬ事と存候

草々拝具

(大正十年) 八月廿九日

北海

岡村大兄御坐下

10 「高島北海葉書」

(表)

山口県阿武郡萩町

阿武郡役所

岡村勇二殿

東京小石川御殿山三一六

高島北海

(裏)

先日御電報ニ依り門司区商会へ宛横山健堂氏へ一書差出し長門峡之都合聞合せ候処、今日迄何等返事無之候ニ付、昨今同氏ハ何処ニ居られ候哉御聞合せ之上御回報願上候

拝具

(大正十年) 八月廿四日

11 「高島北海書状」

拝啓

御送付之シヤム小包一昨日無事到来致候、兄方へも御送り被下候由重々難有奉謝候

此度田総一行青海島へ出掛けニ付てハ、種々御配慮被下候所感謝之至御座候、山口より原田を呼ふ事を気付き田総へ電報を出候処、原田ハ既ニ来着出發之由御電報ニ接し大ニ驚き申候、好都合無此上事御座候、近日好良之写真到来の致事と存候

昨夕御發送之電報ハ別紙之通り誤字脱字等有之候、是ハ電信技手之不注意にて候へ共、更ニ電報にて御問直シ致すへき程ニも無之と存シ候付、本文御覽ニ入

草々拝具

(大正十年) 八月七日期

北海

岡村大兄御坐下

12「高島北海書状」

拝啓

先日御入峽御一行之写真三枚御贈寄被下難有奉謝候、隘路之景ハ殊ニ面白拝見致候、○小生事先日より持病之リウマチス少々起り候ニ付長途之歩行ハ案しられ候間、左之場所丈ハ山駕籠ニ乗り度候、先日山根將軍ニも壱台ハ無論ナリ會長より御通知ニハ二台之駕籠有之候由ニ付、此御願致候次第御座候

一 篠目駅より千瀑洞口迄

二 龍宮淵より湯瀬迄

三 湯の瀬より栃崎迄

四 切窓の下より高瀬迄

先便萩旅館之事御問合せ相成るニ付、富田へ宿すへき様申上置候、是ハ一昨年山根將軍大坂屋ニ宿シたる節、宿主人之不都合致候為將軍ハ爾後決て大坂屋へハ宿らぬとの事ニ付富田之方宜敷候、又小生も昨年来之なじミもあり、且事ニ依れハ又々増山之別荘を一週間位借受る場合もある乎と存候間、萩の宿所ハ是非富田之方好都合ニ御座候、先日御入峽之際大坂屋之女中三人も御供致候故、或ハ宿所を変更之事申出候ニハ無之乎と察候、是ハ断然御取上げ無之様願候○山口之旅館ハ後河原の上田へ一泊之積ニ御座候、先ハ右御願迄

(大正十年) 九月十一日朝

福田大兄御坐下

北海

草々拝具

13「高島北海書状」

過る十六日御投函之書拝誦仕候、引続き公務御多忙之段御疲労も無之乎と恐察仕候、陳別紙ハ中川知事か愚兄へ与へ候書面ニ御座候、御参考之為入御覧候、

御一読之上ハ乍御手数御返送願上候

(大正十年) 十月廿一日

岡村大兄御坐下

北海

草々拝具

14「高島北海書状」

拝啓

一昨日ハ電報を以て長門峽仮停車場設置之由御報被下、御尽力ニ依り急速設置之運ニ相成り感喜之至ニ御座候、然る処今日別紙之通り中川知事よりの電報ニ依れハ臨時停車場と有之、左すれハ紅葉時分丈開設之様被察候、且開設之時日余リニ早く杭一本打ツ位の余暇あるのミニ付一層疑念を生シ候事、右ハ如何なる次第ニて候哉、打過御答を煩シ度存候為其

(大正十年) 十月三十日夜

岡村大兄御坐下

北海

草々拝具

15「高島北海書状」

(封筒表)

山口県阿武郡萩町

阿武郡役所 勸

岡村勇二殿 (異筆) 回答を□す

親展

(封筒裏)

東京小石川御殿山

高島北海

(書状)

過る三十一日出候御書拜誦致候

横山健堂氏も十一月上旬ニハ同行探勝之繰合せ出来可申との事、小生ハ此好機を以て青海島と瀧穴を同行一巡致シ、同氏之文章ニ依りて長門の三大奇勝と題せる一冊子を作り、多くの写真版を入れて世人を驚かすへき大広告をなすへき覚悟ニ御座候(之れニ関する費用ハ小生一切支弁すへし)、本月下旬ニハ多人数ニテ御入峡可有之由、其際昨年之如き御苦痛も可無之と存候、防長新聞も兩日ニ長門峡之大記事を載せ(新聞二日分共落手せり)頗る声援をなし呉れ申候兎ニ角峡中道路之開通も貴台之尽力ニ依り始めて実現を得し次第ニテ、世人も永く此御功勞を記念可致候、尚此上共万事宜敷願上候、

今日書留小包便ニテ只様延引致候、十幅画御送付申上候間御落手之節ハ電報御通知願上候、老人ハつまらぬ事を氣遣ひ(殊ニ此比郵便局員の不信用之際)居候間、御憫察願上候 拜具

(大正十年) 八月三日

岡村大兄御座下

北海

尚々横山健堂氏へ一書差出置度、名宛ハ大津郡深川村ニテ宜敷相互後便御知
せ願上候

16 「高島北海書状」

(封筒裏)

山口県阿武郡萩町

阿武郡役所

福田茂穂殿

親展

(封筒裏)

東京小石川御殿山

高島北海

(書状)

炎暑難堪候処、愈御清健奉賀候

此度田総氏青海島へ出発ニ付てハ山口之原田を呼寄せられ候由、定て貴兄御尽力之御事と奉察候

一 今春長門峡へ御同行致候節も御話致候如く、新道之上より見る景よりハ水涯ニ迄下りて見る景の大ニ勝れる場所有之候、仮令ハ千瀑洞口、広滑、和留瀬、龍宮淵大瀑等之類なり、是等の場所へハ標木を立て、其由を記シ置くと同時ニ、少シ小路を作りて下降之便を計られ度候、此度御送り致候千円之内ニテ此位之事ハ出来可申と存候間、会長へも其由御相談之上可然願上候

一 御堂原案内所之前へ勝地の等級を付けたる図ハ揭示相成候哉、普通之遊覽者ハ湯の瀬辺迄ニテ引返し、峡の主眼たる金郷出合辺の景ハ見ぬ様ニ御座候、何か之れを見る様ニ好き方法を御考案相成度候

一 生雲溪へ入るべき釣橋ハ何日比出来之御見込ニ候哉、万一此橋出来せざる前ニ大阪之新聞社団など御招き相成様の事ありてハ残念之至ニ御座候

一 小生も十月十五日以後ハ差支相生シ候かも不計候ニ付、其節ハ九月廿日比より御地へ向け出発可致かとも存候、其以前横山健堂氏之都合も問合せ可申候へ共、一寸貴兄之御耳ニ迄入置候、然シ今日にてハ実ニ未定之事故御発表ハ御断り致候

先ハ用事申候 草々拝具

(大正十年) 八月五日

北海

福田大兄御坐下

17 「高島北海書状」

(封筒表)

山口県阿武郡萩町

阿武郡役所

岡村勇二殿

(朱筆) 旧宅之件 親展

(封筒裏)

東京小石川御殿山

高島北海

(書状)

過る十三日江向旧宅地之義ニ付御照会被下候付、先刻電報を以て(旧宅イラス)之御返電致置候、御落手之御事と存候、此義ニ付てハ数日前愚兄之長男京江九州より出京候ニ付早速協議致候処、仮令買戻シ候も土地維持之世話通も届く間

敷、我等とて旧宅地を保存シ置く程の資格ある者ニハ無之ニ付、買戻之議ハ否決致候次第ニ御座候間、左様御承知相願度候

長門峡土産用之雲丹三個昨夜到来候ニ付、直ニ開封候処其大きと云ひ形と云ひ中の味と云ひ申分無之良処ニ御座候、但シ【長門名産雲丹】此位の札を残置く必要あるべく存候

小生ハ今日全快と申候て宜敷迄ニ相成申候間、御安心被下度候

(大正十一年) 二月十九日

北海

岡村大兄御坐下

拝具

18 「高島北海書状」

(封筒表)

山口県阿武郡萩町

阿武郡役所

岡村勇二殿

親展

(封筒裏)

東京小石川御殿山三一六

高島北海

(書状・原稿用紙)

過る廿三日御書拝誦致候、長門峡探勝者頓に増加致候ハ本懐之至ニ御座候、但旅宿の設備不完全之為団体来襲之節ハ困難之事と被存候

一 此度福田・原田両氏撮影(原田氏より写真昨日落手)は頗る好成績にて、

長門峡も為めに面目を発拜致候

(大正十年) 七月廿七日

高島北海

一 停車場揭示之直^(値)する景ハ金郷溪渡船場横物、龍宮淵等二魚切豎物、新道³より写たる滯無、下手⁴より写たる切籠、此外二旧写之分之内二前⁵二小屋のあ

岡村勇二殿

る切窓尖峰、猿⁶溪瀑布、柗崎口、之七種位と存し候、普通の瀑布とか急湍ならハいつれの溪谷ニも長門峡位のものハ有之候間、峡の特色を現すニ非

19 「高島北海葉書」

れハ効力無之候へ先比の色付絵葉書ハ此意義を欠き居り候へ

(表)

一 蟹瀬之滝ハ頗る壯觀なり、此下流ニ五六段の瀑布、或ハひよどり位の奇岩

山口県阿武郡萩町

も有之候由、是等の写真の無キハ遺憾至極之事ニ御座候、実ハ蟹瀬之滝の

阿武郡役所

写真を見て心大ニ動き、更ニ湯の瀬より金郷出合迄左岸之新道を開く必要

岡村勇二殿

あるへきと思ひ候へ共、へ滝迄の支線も含むものへ江舟川之景が果してそ

東京都小石川御殿山

れたけの価値ある乎否を疑ひ居り候、又此川ニ架する橋も可の問題ニ有之

高島北海

候、親不知の絶壁ハ棧道を作れハ工事却て容易と被存候、何分一回之御調

高島北海

査相願度候

(裏)

一 長門峡と青海島滝穴を連結すへき案御賛成被下安心致候、青海島撮影之事

(裏)

ハ此度藤本滝江氏出京ニ付田総氏と同行すべき事、又之れニ関する詳細之

昨夜一書差上置候、小生事来る十四日朝下関急行にて十五日朝一寸三田尻二下

件ハ充分打合せ置候間、来月六日比ニハ実地出発之都合と可相成候

車シ、正午迄ニハ小郡迄着、直ニ午後萩行自動車ニ乗り度考ニ御座候、夫長門

一 過る十八日付大磯より書留小包便を以て御送付申上置候、愚兄の長門峡詩

峡へハ出(綴ノ下部分のため判読不能) □ □ □

未た落手無之候、其内今明日中ニも御落手之御報可相有之かとも思ひ居り

⑥ 『写真帖ニ関スル件』

候

山口県阿武郡萩町

一 此度福田氏へハ書状差出不申候、此度撮影の大効果を得られ候事ハ長門峡

20 「高島北海書状」

宣伝之為第一の成功ニ御座候、此上ハ絵葉書の能く出来るを待居り候、兎

(封筒表)

二角新旧の撮影を合せ数十枚の絵葉書を作る必要有之候

山口県阿武郡萩町

一 長門峡道路完成之上ハ保安林の設定大急務ニ御座候、又金郷溪の禁猟区も

阿武郡役所

設定急き候

(異筆) 回答案文 □ □

先ハ御答旁要件陳述致候 拝具

岡村勇二殿

福田君

親展

(封筒裏)

東京小石川御殿山

高島北海

主愚兄張輔之所有にて山根武亮ニ売るものなり、昨今愚兄も隠居同様ニなり、嗣子高島京江ハ豊前小倉市住、貝島多助氏炭坑事務ニ関シ居り、急ニハ談纏リ不申候間、此段不取敢御答申上候

北海

(書状)

記

一 長門峡写真帖 壹千參百円

右長門峡保勝会へ寄附致す也

大正十一年一月二十二日

高島北海

長門峡保勝会長岡村勇二殿

21 「高島北海葉書」

(表)

山口県阿武郡役所

岡村勇二殿

(裏)

写真帖ハ先月末出来東京ニあり候へ共、小生カ重病ニテ大磯ニ居候不相運ニ付甚延引、近日箱入ニ候て千三百部御送り可申上候、其前委さい之事申上候

一月八日

22 「高島北海書状」

八丁旧宅之義ニ付御申越候処、目下小生一人ニテ買得之余力無之、元土地ハ戸

23 「高島北海書状」

(付紙)

拝啓 運賃款迄仕払願上候

今日通運便(小郡迄貨車急便運賃済) 昨今東海道雪害之為四五日以後ならては着致す間敷候、小郡駅(通)へ御照会被下度候

(書状)

拝啓

今日通運便(小郡迄小客車便款迄の急便)を以て長門峡写真帖千三百冊御送付申上候、此義ニ付てハ先便一寸申上候儀も有之候へ共、一旦御寄附致候以上ハ其の処置ニ付條件を附候ハ失礼之次第ニ付、右写真帖御落手之上ハ御自由ニ御処分被下度候

但、貴地左之諸君へ小生より直ニ寄送可致存候へ共、当方ハ取込中ニ付前

記之内より貴兄より直ニ御手渡被下度願上候

一 岩田中学校長 三 明倫小学校長 二

一 町長 二 警察署長 一

一 藤本瀧江氏 三 田総百合之助氏 二

其他御役所の中村、原氏等へ御送り被下度候

(「内鉛筆異筆」) 藤本 二 原田耕雲 一 小郡山口組長 二

賀田、林、	め写材	一	賀田金三郎	一
太田勇之進	一	杉山公平	一	高島写材
一	一	一	一	一
埜内役場	四	修吉	一	御用局長、一、井原
一	一	一	一	一

小生病氣之原因ハ積年之リウマチスが昨年来少々無理をせし為急ニ出て候との事ニテ、某医博士が注射をせしに多量なり之為中毒をなし一時身体の自由を失シ、精神も不判明と相成之次第ニテ一寸危篤之状態と相成候、帰京後除毒之方法をなし候処、一週間内ニ元氣回復致候

先ハ右も了承被下度、草々拝具

(大正十一年) 一月二十三日

高島北海

岡村勇二様

24 「高島北海書状」

先日御送付申上候長門峡写真帖ハ幾部か京都の聴秋翁へ御贈り相成哉、若シ未シならハ小生より送付可致候付、同氏の住所番地等御一報差下度候

(大正十一年)

北海

25 「高島北海書状」

(封筒表)

山口県阿武郡萩町

阿武郡役所

岡村勇二殿

親展

(朱筆) 見舞礼状

(封筒裏)

東京小石川御殿山

高島北海

(書状)

此度ハ小生病氣御見舞として見事なる御菓子御贈與被成下深厚なる御誠意感謝之至ニ御座候(品物ハ昨夜無事到来致候)、小生ニ昨今ハ当地烈寒之為一室ニ立籠り静養致居り候へ共、暖氣ニ相成候ハ、又々長門峡之為滋力を尽すへき事ハ日夜念頭ニ往来致居候間、御安心被下度候、先ハ御礼迄

寸楮草々拝具

二月二日

高島北海

岡村勇二殿

福田茂穂殿

原 由輔殿

中村新一殿

⑦ 『活動写真ニ関スル一件』

26 「高島北海書状」

(封筒表)

山口県阿武郡萩町

阿武郡役所 (朱筆異筆) (要回答)

林勇輔殿

親展

(封筒裏)

東京小石川御殿山

高島北海

(書状)

過る一日出御書ニ依れハ湯の瀬金郷間左岸道路之改修ニ付てハ森林伐採申請許可を受けたる上云々の趣ニ候処、小生ハ此義ニ付てハ何も申上らず目下急ニ改修之必要も無常と存候、如何なる間違ニて有之候哉御尋申上候、先日小生の申上候件ハ此度金郷出合岡村橋之架設ニ付てハ、新ニ二・三丁の道路を作らされハ下ニ出る事不可能ニ付、之れを早く御着手有之度義申上候次第ニ御座候、此事ハ福田氏も能く承知之事と存候、右之次第ニ付湯の瀬金郷間の左岸道路改修之必要ハ何も無之候間、今一応御取調被下度候

本月廿日比(岡村氏の日取り通告を待ち)山口へ着、夫より入峡可致候へ共小生の為とならハ福田君之出迎の必要ハ無之候、此時田中大将も岡村氏も同時ニ入峡あるとの事承り候間、夫等之為ニ福田氏之出山あるハ格別之事ニ御座候先ハ取急急用迄草々拝具

(大正十一年)十一月五日朝

高島北海

林勇輔様

⑧『櫻樹植栽一件 大正十一年以降』

27「高島北海書状」

(封筒表)

山口県萩町

阿武郡役所内

福田茂穂殿

親展

(封筒裏)

東京小石川御殿山

高島北海

(書状)

廿一日出候御書拝誦致候、小生も日増快方ニ向ひ大ニ喜ひ居り候、爰ニ御願致度義ハ郡役所庭内ニある今春も御話致候分白花青葉一点之紅色なき桜花ハ珍種之事故、此苗を多く作りて長門峡其他ニ種込、他県人をして其美ニ驚かしめ度存候、就てハ本書御落手あらハ直ニ萩町之植木屋ニ命シ台木の有限り時季を誤らす接木をなさしめられ度候、台木ハ可成若木を撰ひ根きわニ接ぎ数年之後ハ接木之方より本根を下シ、台木ハ腐るへき仕方ニせられ度候、右費用ハ小生後日一切仕払可申候間、台木を撰ふ事重要之問題なり、郡役所内ニハ其道ニ長せらる人可有之候間、何分御世話宜敷願上候 草々拝具

(大正十一年)一月廿六日

高島北海

福田茂穂様

尚々架橋工事も進て御着手之由大ニ喜ひ居り候

28 「高島北海書状」

福田様 北海

桜樹接木之件ニ付早速御答被下難有奉存候、いつれ今年も御地へ可罷出候間、其節委細御相談可申上候

例の桜開花候ハ、三・四寸位の花付之枝一本押葉となし、御送り被下度当地の専門学者ニ真の名前を付けもらひ可申候

押葉ハ承知之如く柔らかく水を吸取る質なるナリガミの如き紙の間ニ入れ、花瓣の折レ重ならぬ様ニ押付シ数日之後取出す

29 「高島北海書状」

(封筒表)

山口県阿武郡萩町

阿武郡役所

岡村勇二殿

(朱筆) 桜樹植付方ノ件 親展

(封筒裏)

東京小石川御殿山

高島北海

桜苗木代早速御回付被下、正ニ領収致候ニ付別紙差出申候、此度皇后陛下三田

尻御立寄ニ付てハ長門峡写真帖御献上相成候由、此景之天覧を経るニ至り候次第ハ全く大兄御尽力ニ出て候義ニて、幾千年間世ニ出てざりし山川も今日始めて此栄誉を得候事、山靈も聖代之難有ニ感泣可致候

桜木を高瀬より萩の間ニ御植付之義ニ付てハ、御参考之為小生の意見申上置候

一 苗木ハ本年ハ萩の畑地ニ植込ミて、来年山地へ御植付之方宜敷かなへし

一 植付之場所ハ阿武川之沿岸へ一帯ニ植付るよりハ、処々ニ適好之地を相シ千本二千本宛一円をなす様ニする方大ニ風致を増シ候事と被存候、仮令ハ高瀬二千本、筏場二千本、小郷渡二千本、立野二三千本、椿瀬二三千本

と云ふ様なる振合ニてハ如何哉、兎ニ角人家より余り離れぬ場所ニて村人ニ看守之責任を負はしめ、苗木を盗まれぬ様專一なり、是ハ唯々御参考迄ニ申上候次第ニ御座候

今日電報ニて為換領収之件と苗木ハ一昨二日汽車ニ積出候次第御報致置候、先

日為其

草々敬具

(大正十一) 三月四日

北海

岡村大兄御坐下

30 「高島北海書状」

(封筒表)

山口県阿武郡萩町

阿武郡役所

岡村勇二殿

親展

拝復

(書状)

(封筒裏)

東京小石川御殿山

高島北海

(書状)

拝啓

昨二十四日之御返電ニ依り今日当方書生を安行ニ遣シ、苗木代運賃等取調させ

候処、別紙取ニ有之候

一 金三百円也 300 染井吉野一年苗五千本

壹本ニ付金六錢也

一 金拾円也 10 荷作料

一 金四拾円也 40 苗木貳拾個山口県小郡駅迄運賃

計金參百五拾円也 350

右は小生宛御送金相成度候、苗木ハ明後二十七日積出可申候間、小郡駅へ前以
其由通知置相成度、且同所より萩迄の運賃ハ未済ニ付御地ニ於て御仕払相成度
候

荷札ニハ左之通り記入有之候

山口県阿武郡役所

郡長岡村勇二殿行

苗木見本ハ一覽致処、一年生なると丈五尺、根本の周圍ハ一寸五六分有之候
て、至て丈夫なる品ニ御座候、右御報申上候也

大正十一年二月廿五日

岡村勇二殿

高島北海

31「高島北海書状」

(封筒裏)

山口県阿武郡役所

岡村勇二殿

(異筆) 保勝会 親展

(封筒裏)

小郡駅前石田屋ニ於

高島北海

(書状)

拝啓

此度實地滞在中ハ万端御懇情を蒙り感謝之至ニ御座候、小生事今日十時半無事
小郡着、十一時五十分之汽車にて山口ニ行き候処、原田新聞主筆ハ停車場迄迎
ニ出呉候、依て同氏宅ニ同行致シ桜樹植込之件ニ付凡ソ左之如く相極め申候

一 阿武郡御堂原及千瀑洞口之間ニ於て桜樹壹万本植込之事

一 右ニ関する費用ハ約貳千円を要すへき事

一 右資金ニハ北海半折画会を作り一口五拾円とし四拾口を募集すへき事

一 募集地之範圍ハ山口町を中心とし、樫野川流域ニ居住せらるゝ諸氏ニし
て、容易ニ観桜の便を得らるへき者を主とすへき事

一 半折画ハ山水或ハ花卉とし応募者之望ニ任すへき事

一 応募期限ハ本年六月末日迄之事、但満員之節ハ期限前ニメ切る事あるへし

一 応募者ハ防長新聞社、若くは共楽会へ申込むへし

一 満員之上ハ直ニ之れを北海ニ通知シ、北海ハ其日より約一ヶ月内ニ揮毫物全部を交付すへし

一 防長新聞社ハ交付を受けたる画を応募者ニ配付シ、現金ニ引替へたる上、之れを長門峡保勝会へ送付すへし

一 長門峡保勝会ハ篠生村長ニ植込一切の事を委任すへし

一 桜樹ハ大正十二年春季或ハ秋季ニ於て悉皆植付を了すへし

一 桜の種類ハ染井吉野たるへき事

今日原田氏と相談之件ハ大約右之通ニて有之候、不取敢此段御報申上候

草々拝具

(大正十一年) 五月廿六日

北海

岡村大兄御坐下

尚々國司精造氏も同席ニて有之候

32 「高島北海書状」

(封筒裏)

山口県阿武郡萩町

阿武郡役所

林勇輔殿

親展

(封筒裏)

東京小石川御殿山三二六

高島北海

(書状)

拝啓

昨日ハ電報を以て名勝区域内へ桜植付之御手續相済候由、御通知有之大ニ安心致候、昨十七日埼玉県苗木本より桜苗木壱万三千本鉄道便ニて篠目駅揚口羽村長宛ニて發送済ニ御座候、右之内三千本ハ栃崎口へ植付之分ニ付、過日電報ニて三谷駅揚ニて差支なき乎の御問合致候処、差支ナシとの御答有之候、然るニ左之三件を考へ合すれハ直ニ三谷駅へ送るも或ハ御こまり之事起りハせぬかと存し、他の壱万本と共に篠目ニ揚る事と致候

一 名勝区域の桜植付ハ許可あるも、長峽館裏手之村有或ハ民有地への植付ニ付、土地借入之手續未済之時ハ困難を生すへき事

二 昨今郡制廢止之期ニ際シ御部下之諸員ニ異動ありて、苗木植付場へ出張指揮せらるへき人の御練合せ相付ぬ場合もあるへき事

三 長峽館主水津重作ハ昨冬館を閉ちて帰萩致居り候ニ付、苗木植付之節未た開館せされハ万事不自由なるへき事

右之次第第二付口羽村長へハ三千本之苗木ハ荷の俣暫時仮植し置くへき様申遣置候間、若シ右之三件ニ付植付ニ差支無之候ハ、本書着次第其由、其々電報被下度左すれハ植付費として山口防長新聞の原田より金百円ハ不取敢御手許へ御送付可致候、其上不足之分ハ小生へ御申越相成度候、若し目下植付不可能之様ならば貴殿より直ニ口羽村長へ宛三千本を畑地へ植付け、来春植込之時期迄保管可致様御依頼被下度候、兎ニ角何分之御回答折返し相成度願上候 拝具

(大正十二年) 三月十八日

高島北海

林勇輔殿

尚々地質調査所派出員某目下大分県ニ巡回之処、阿武郡須佐辺迄ハ来るヘ
キ由其節ハ高瀬之鍾乳洞も一覽可致様、右所長井上氏ヘ話シ置候間、此段
御含置被下度候

⑨『事務事業一件 大正十二、三年分』

33「高島北海葉書」

(表)

山口県阿武郡萩町

阿武郡役所

岡村勇二殿

東京小石川御殿山

高島北海

(裏)

先比御地滞在中の話ニ小生等ハ、長門峡写真帖御贈与可相成乎の様ニ承り申
候、若シ其様ならハ少シ時日を延シ紅葉橋、聴秋橋、つゝ、じ橋の三橋の写真も
御入れ相成度候、其種板ハ今秋小生入峡之節原田ニ撮らせ可申候、只今思ひ出
シ候故一寸申上置候 拝具 六月九日

34—1「高島北海書状」

(封筒表)

山口県阿武郡萩町

阿武郡役所

岡村勇二殿

親展

(封筒裏)

東京小石川御殿山三一六

高島北海

(書状)

拝啓

兩三日前名勝指定之件ニ付内情申上置候、御落手之御事と存候、今日内務省へ
出て右義ニ付色々聞合せ候処、芸州宮島、仙台松島其他ニ調査不備之ヶ所有之
候候為、本会議ハ当分延期と相成候由、多分本年十月か十一月比と可相成との
事ニ御座候、右之如く宮島、松島之如き日本三景之内なるも未だ指定ニ至ら
ず、長門峡之為のミニてハ無之次第之由ニ御座候、但シ此事ハ他人へ口外相成
候てハ種々他ニ及すべき損害を生すへきニ付、此段ハ重々御承知置相成度候、
佐々木安五郎氏よりハ別ニ書状差上不申、小生より右之次第申上呉との事ニて
有之候、御他言無用の事ハ國府氏よりの頼ミなり」
今日山根將軍來話、其言ニ依れハ紅葉橋ハ足場用之仮橋ハありたれ共、針金を
張りたるハ六ニ見え不申との事、此橋之義ニ付てハ小生ハ昨年より急設之義懇
願致居り候次第ニ御座候、今春御地へ出候節も現ニ工事ニ着手せしとの事にて
有之候、然るニ今日ニ至るも未だ落成ニ至らざるハ、此間必ず不正之行為可有
之事と存候、何卒敷敷御監督被下度願上候、此様子にてハ金郷出合のつゝ、じ橋
之如きハ幾年之後ニ出来る者乎、前途甚心小く御座候、小生も今春病氣後身体
どことなく衰へ余年之短きを案し居り候、何卒つゝ、じ橋之落成も生前ニ見度と
存居り候、此辺御臨察之程願上候

又つ、じ橋の左岸之道ハ左図之如く一応小高き所ニ上りて小屋之裏手を廻り、昨秋掛茶屋のありシ辺ニ出て度存候、此小高き所より切籠切窓之両峰を望む景必ず絶佳ならんと存候

(図あり)

右要件のミ申上候、何卒紅葉橋ニ付てハ至急御確答願上候 拝具

(大正十一年) 七月五日

岡村大兄御坐下

北海

34—2 「高島北海書状」

(書状)

過日四日出候御書翰拝誦仕候、紅葉橋も殆と出来上り候由、大ニ的安心致候、過日ハ山根將軍之言ニ惑ひ不正之行為請負人間ニ可有之等と失禮之事申上ケ何とも申訳無之候、此義頓首謝罪致候間、御高宥幾重ニ願上候、つ、じ橋も近日請負人御取極め相成候趣、此度之出水ニ聴秋橋之如何ニ堪へ相乎ニ鑑ミ充分之設計可有之様、希望ニ絶堪へす候

御出山之節原田主筆と種々御協議被下候趣、千万難有奉存候、謝礼等之義ハ御申越し候通り取計可申候

明木より高瀬迄自働車之通る様道路改修之御企図ハ無此上快挙と存候、幾重御尽力奉折候

つ、じ橋之名之事御尤候次第と存候、実ハ栃崎口の中村屋之旅館ニ命名を頼まれ、最勝館と付けんかと考へ居り候、就てハ此橋を先ツ最勝橋と命してハ如何哉、御地中学の安藤先生と御相談被下度願上候

名勝保存ニ付内務省之本会議ハ今冬迄延期と相成候由ハ前便申上候通ニ御座候小生も近日身体不完全ながら画会之画ハ日々揮毫致シ漸く半数を卒へ申候(密画ニて悉く長門峡の真景)是ハ原田主筆よりの注意なり尚遺漏之事ハ後便可申上候 拝具

(大正十一年) 七月八日

岡村大兄御座下

北海

35—1 「高島北海書状」

(封筒表)

山口県阿武郡萩町

阿武郡役所

岡村勇二殿

親展

(封筒裏)

東京小石川御殿山三一六

高島北海

(書状)

拝啓

昨日着之防長新聞の報する所ニ抛れハ聴秋橋ハ流失致候由、若シ之れが事実ならハ類似たるつ、じ橋を掛け、来年之出水ニ流すハ愚かなる事と被存候、依て此橋の工事請負御申付ハ一時御見合相成度、小生ハ当地の工学士などへ相談せ

ば何か面白き新工夫も可有之乎と存候

又湯の瀬及び金郷出合之渡船ハ流失せざりし乎、若シ流失したならハ申迄もな
く応急之御手段ハ御取り相成候事と存候へ共、不取敢生雲町より杉丸太を取寄
せ短きイカダを組ミて舟二代へ通行の出来る様なしてハ如何哉、是亦御尋致
候、右取急き意見申上候

(大正十一年) 七月十日

岡村大兄御坐下

北海

拝具

35―2 「高島北海書状」

(書状)

先刻長門峡出水被害之御報告落手致候、此応急法ニ付不取敢電報差出置候

文ミタつ、じ橋ノ金ヲ取り充分道路ノ修繕セラレタシ

右之意味ハ架橋工事を廃シ、其金を以て充分道路之修繕せられ度との事ニ御座
候

昨日折好く某工学博士来宅ニ付、長門峡へ架橋之次第逐一話シ候處、同氏の答
ニ普通各地方之平穩なる河川すら木橋ハ出水之際流失を常とす、殊ニ長門峡之
如き両崖迫りて水量多き川ニハ石と鉄とを用ゆるニ非れハ、充分安全ハ保ちか
たく釣橋とても五千円以上ならでハ安全のものハ出来ぬハ道理の明なる事な
り、依て渡船が小ニして通過ニ不便ならハ船を二隻設る方よろしくとの説な
り、右之次第ニ付小生ハ架橋を断念して船を一隻増設する事ニ致度候、左すれ
ハ船の費用を引除きて其余金を以て此度破損せる道路を充分修繕する方適當之
方法と被存候

渡船之作り方ハ昨年も福田氏迄申入候通り、長サ四間の船ならハ之れを五ツニ

切りて箱の如くニ作り、鉄棒のネジニて継合す様ニすれハ出水の虞ある時ハ、
此ネジを取れハ一人ニて箱を高所ニ引上るを得ヘシ、かくなきハ流出之虞も無
之たと存候

(図あり) 錠ニて止る所工兵臨時架橋用の
鉄船の如くニ作る意味なり

此度の出水ハ近年稀な事との御報ニ候へ共、此位の水ハ毎年出るものと心得る
方大丈夫なり、依て小生架橋を断念致候次第なく、兎ニ角御高案御何致候

草々拝具

(大正十一年) 七月十一日

北海

岡村大兄御坐下

36 「高島北海書状」

(封筒表)

山口県阿武郡萩町

阿武郡役所 (鉛筆書) 回答案早速に

岡村勇二殿

親展

(封筒裏)

神奈川県大磯町角半旅館

高島北海

(書状)

過る十二日出御書拜誦致候、紅葉橋工事遅延之件ハ福田、中村両氏より詳細申
来り、万事氷解致候間、御安心被下度候

拜啓

湯の瀬の船も幸ニ流出^せ候由大二仕合ニ御座候

昨十二日御電報ニてつゝ、橋工事ハ過る十日既に御申付相成り、流失も無之御
見込との御事、斯くなる上ハ小生の一時之杞憂も消散致候次第ニ御座候

つゝ、橋ハ礎石大丈夫之由、若シ流失之懸念無之以上ハ最初より架橋之予定ニ
有之候事故、万事好都合ニ有之候

先日申上置候左岸の迂回之道路ハ御研究願上候、植桜画会之画も二十枚丈発送
致置候

原田豊次郎氏一昨日上京之由ニ付、明日ハ一寸帰京面会可致積ニ御座候

小生も転地療養之為昨日より大磯町角半旅館へ出掛ケ候事と致候、約十日間滞
在すへし先ハ右御報告

昨日内務省之会議ニて史蹟と天然記念物とハ指定相成候へ共、名勝ハ一も問題
となり不申、此事ハ先日申上置候事情之通と存候

先ハ御答迄草々拜具

(大正十一年) 七月十三日

草々拜具

(大正十一年) 七月十八日

北海

岡村大兄御坐下

北海

岡村大兄御坐下

37 「高島北海書状」

(封筒表)

山口県阿武郡萩町

山口県阿武郡萩町

38 「高島北海書状」

(封筒表)

阿武郡役所

林勇輔殿

必親展

阿武郡役所
岡村勇二殿

親展

(封筒裏)

東京小石川御殿山三一六

東京小石川御殿山

高島北海

(書状)

恭賀新年

(書状)

目出度御越年之段奉大賀候、陳長門峽の名勝地ニ決定せし以上ハ、千瀑洞口ニ

於而水電工事ハ名勝破壊の根本ニ有之候、此地トンネルの長き為多くの土石塊を掘採する上、此捨場なき為溪流の全部を埋め、深淵飛瀑も淺瀬となるのミならず、堰堤の高き為千瀑洞口より龍宮淵之間ハ溪流殆ど枯渴すへし、又生雲溪流之如きハ水流の全部を取らるゝ上ニ捨石を以て埋めらるへし、実ニ残念之至ニ御座候、本来水電ハ一会社の事業ニて公共事業ニハ無之、名勝地ハ天下之人の共ニ賞覽する所なれハ、此際一面ニハ県内之輿論を提起して工事ニ反対シ、一面ニハ県庁ニ向て速ニ内務省之官吏派遣を請求せざる(へからず)□□□□、又水電会社と県庁内之關係を調査して内務省派遣官ニ対し討議する所無るへからず、北野市長へハ一書を送り連合組合之輿論を一致すへき事を頼ミ置候間、貴下ニ此際十分之御奮発を願ふニ非れハ、長門峡之破滅するのミならず萩・高瀬間之道路も無用之者たるへく、其他之れか為ニ關係する所ハ至大之事と存候間、何分宜敷御尽力願上候、先ハ為其

(大正十二年) 一月六日夜

高島北海

草々拝具

林勇輔殿

39 「高島北海書状」

(封筒表)

山口県阿武郡萩町

阿武郡役所

福田茂穂殿

親展

(封筒裏)

東京小石川御殿山

高島北海

(書状)

拝啓

過日長門峡水電工事一件ニ付林郡長、岡村郡長、北野町長へも夫々意見申通置候、内務省地理課の方でハ此事ハ水理之事ニ関する故、至急土木局の方へ聞合せたる上ニて吏員出張可命との事、兎ニ角此事ハ郡の方でハ天下之名勝地たる事を楯ニ取り県庁へ無理押ニ迫るへき事ニ御座候、是ニハ知事と土木課と水電会社と之間ニ不法之所為なとあらハ、最も好き撞込場ニ有之候
小生ハ昨日より又々大磯町旅館角半楼へ転地致シ可申、但シ内務省との連絡ハ不断之事ニ致居候、本日中ハ彼地ニ居り可申候

(大正十二年) 一月十一日

北海

拝具

福田大兄御坐下

尚々霜月末郡長より御書ニハ小生ニウニを贈る之由ニ御座候、若シ未だ準備なくば小生ハ萩産か須佐産の海苔が希望ニ御座候、御地方ハ近年 水産製造事業発達し、海苔も頗る能くなり申候

40 「高島北海葉書」

(表)

山口県阿武郡萩町

阿武郡役所

林勇輔殿

兵庫県武庫郡芦屋

清水槌太郎氏方 北海

(裏)

昨日書留にて御送り致候書類ハ秘密書類として御取調之段幾重も願上候、小生
来月三四日迄ハ表記之場所ニ滞在致居り候

拝具

(大正十二年) 二月廿日